

○函館工業高等専門学校退学者の再入学に関する規程

平成12年10月23日

函高専達第7号

函館工業高等専門学校退学者の再入学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則第26条第2項に規定する退学者の再入学(以下「再入学」という。)に関し、必要な事項を定める。

(再入学資格)

第2条 再入学を志願することのできる者は、本校の退学者で、勉学の意志強固で再入学を希望する者とする。ただし、次の各号に掲げる者については、再入学志願を受理しない。

- 一 再入学を希望する年度の前年度に退学した者
- 二 学則第51条により退学した者
- 2 専攻科への再入学を希望する者については、前項第一号の「再入学を希望する年度の前年度に退学した者」とあるのは、「再入学を希望する日の時点において退学から1年以上を経過していない者」と読み替えるものとする。

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 専攻科への再入学の時期については、前項の規定にかかわらず、学年の始め又は10月1日とする。

(出願手続き)

第4条 再入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて、2月末日までに校長に提出する。

- 一 再入学願
- 二 退学後の経過報告書
- 三 健康診断書
- 2 専攻科に再入学することを志願する者のうち10月1日からの入学を志願する者については、前項に規定する書類を8月末日までに校長に提出するものとする。

(再入学の選考、再入学学年)

第5条 再入学の選考は、学力検査、面接、前条各号の書類及び在学中の学業成績によって行う。

- 2 再入学を許可する学年は、前項の選考により、既に修了した学年に続く未修了の学年若しくは退学時に在籍していた学年とする。
- 3 専攻科に2年以上在学し、所定の区分に従い62単位以上を修得した後に退学した者が専攻科への再入学を志願する場合は、第1項の規定にかかわらず、前条各号の書類及び在学中の学業成績によって選考を行うことができる。
- 4 前項を適用して選考を行った者に対して再入学を許可する学年は、専攻科第2学年とする。

(再入学学科等)

第6条 再入学を許可する学科は、退学時に在籍していた学科とする。ただし、第1学年又は第2学年に再入学する場合は、在籍していた学科と異なる学科へ再入学を許可することができる。

- 2 専攻科への再入学を許可する専攻は、退学時に在籍していた専攻とする。

(既修得単位数及び成績)

第7条 再入学を許可された学生の既修得単位数及び成績は、原則として再入学を許可された学年の下位の学年までの修得単位数及び成績とする。

- 2 専攻科への再入学を許可された学生の既修得単位数及び成績は、前項の規定にかかわらず、退学までの間に認定されたすべての既修得単位数及び成績をそのまま認定するものとする。

(再入学後の教育課程及び履修基準)

第8条 再入学後の教育課程及び履修基準は、再入学後に所属する学科又は専攻のものを適用するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年10月23日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日函高専達第13号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日函高専達第15号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(様式)

再 入 学 願

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

氏 名
(自 署)
住 所
保護者等氏名
(自 署)
保護者等住所

下記のとおり再入学を志願しますので、許可くださるようお願いいたします。

記

再入学志望の学科・専攻・学年 年

退学時の学科・専攻・学年 年

退 学 年 月 日 年 月 日付退学

再 入 学 志 望 理 由

退学後の経過報告書
(再入学志望に至る事由書)

年 月 日

氏 名
(自署)

記 入 上 の 注 意

1. 検査方法等は、学校保健法施行規則の定めるところによる。
2. 診断事項各欄の該当事項の番号を○で囲み、必要に応じて具体的内容を記入してください。